

○島根県道路交通法施行細則の解釈及び運用について

(昭和55年5月1日島交企第252号本部長例規通達)

最終改正 令和7年7月1日

道路交通法の一部を改正する法律（昭和53年法律第53号）に基づき道路交通法（以下「法」という。）、道路交通法施行令（以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（以下「規則」という。）が改正され、昭和53年12月1日から施行された。これに伴い島根県道路交通法施行細則（昭和47年県公安委員会規則第2号）を改正（以下「細則」という。）し、昭和55年5月1日から施行されることとなったことから、この細則の内容の周知徹底を図るとともに、次の諸点に留意してこれが運用上誤りのないようにされたい。

なお、次の例規は廃止する。

- 1 昭和47年5月1日付島交企第304号「島根県道路交通法施行細則の解釈運用について」
- 2 昭和53年3月10日付島交企第105号「信号機設置（承認）管理に関する委任事務の取扱いについて」
- 3 昭和53年5月30日付島交企第237号「駐車禁止除外指定車標章等交付事務の取扱いについて」

記

第1 総則について

1 公安委員会への申請等を行う場所（第1条）

島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請等は、原則として当該申請等を行う者の住所地を管轄する警察署において行うこととされているが、細則又は警察本部長が別に定めるものとしては、島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、住所地を管轄する警察署以外の警察署等がある。

2 交通規制の効力（第2条）

法が採用している標識標示主義の原則を明確にするため、交通規制の効力の発生及び消滅についてその時期を規定した。

3 警察署長が行う交通規制（第3条）

標識標示主義の原則から警察署長が行う交通規制にあっても適法な道路標識又は道路標示（以下「道路標示等」という。）を設置して行わなければならない。

交通規制は、その履行を罰則をもって担保しているところから適正な交通規制を行うとともに、別に定めるところにより署長権限交通規制実施書を作成するものとする。

なお、交通規制を行う場合には、事前に警察本部主管課長に署長権限交通規制実施書を送付するものとする。

4 信号機の設置又は管理の委任（第4条）

信号機には、工事用信号機は含まない。

信号機の設置又は管理の委任については、次により取り扱うこととする。

- (1) 申請は、信号機を設置しようとする場所を管轄する警察署長を経由して行わせる。
- (2) 申請書を受理した警察署長は、信号機の設置目的、必要性、影響、機器の構造、設置、管理能力等をすみやかに調査し、申請書1通に現場見取図（縮尺200分の1

のもの)及び意見を付し警察本部主管課長へ送付する。

(3) 公安委員会において信号機の設置・管理を委任する意思決定があった場合は、信号機設置・管理委任書を警察署長経由により申請者に交付する。

(4) 設置する信号機の構造・基準は、法の規定に基づいたものであって、三色式信号機を使用し、機器の設定、工事施工方法、仕様等については、交通信号機設置工事設計書により施工する。

5 信号に用いる灯火（第5条）

信号に用いる灯火の色及び光度のみを規定し、灯器の種類について規定しなかったのは、例えば灯器の種類を懐中電灯等と規定した場合、それ以外の灯器は使用できなくなり、緊急の場合に不便を生ずるおそれがあるので、この点を考慮したからである。

第2 車両の交通方法について

1 交通規制の対象から除く車両（第6条）

(1) 道路標識等による交通の規制の対象から除く車両

警衛列自動車及び警護列自動車は、その性格上あらかじめ道路標識等による交通の規制の対象から除外された。

ア 警衛列自動車とは、警衛細則（昭和54年警察庁訓令第2号）に規定されている自動車お列を編成する自動車をいう。

イ 警護列自動車とは、警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）に規定する警護対象者のために編成された自動車をいう。

(2) 最高速度の規制から除く車両

法は、専ら交通の取締りに従事する自動車について、最高速度の規定（法第22条）の適用を除外する特例を設けていないことから、あらかじめ公安委員会が行う最高速度の規制の対象から除外し、令で定める普通自動車又は自動2輪車の最高速度（60キロメートル毎時。高速自動車国道においては100キロメートル毎時）まで出せることとされたのである。ただし、公安委員会の最高速度の規制が60キロメートル毎時（高速自動車国道においては100キロメートル毎時）を超えている場合には、この規定を適用せず、公安委員会の規制した最高速度まで出せるように規定されている。

なお、専ら交通の取締りに従事する自動車が最高速度の規制から除かれているのは、速度違反車等を追尾する場合の適法性を担保するためのもので、これによって従来の取締方法が変更されるものではないことから、この規定を乱用しないよう留意すること。

(3) 車両通行禁止の規制の対象から除く車両

「車両通行禁止の対象となる一方通行及び車両通行止め等の区間規制又は区域規制に関連して規制する指定方向外進行禁止以外の指定方向外進行禁止を除く規制」とは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、車両を特定しての「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」並びに前記規制に係わる指定方向外進行禁止の標識を用いた法第8条第1項の規定に基づく道路標識による規制をいう。

なお、車両通行禁止の規制の対象から除く車両であっても、その目的のために使用する場合に限って規制の対象から除かれるものであるから、通行禁止区間内を通り抜けるために通行するなど、単に通行禁止区間内を通過して目的地に向う場合は、規制の対象から除かれないので留意しなければならない。

ア アに規定する車両は、天災又は人災の発生（発生直前の予防を含む。）時における救護、人命救助及び避難等に使用中の車両であつてカに規定する車両以外の車両をいう。

イ イに規定する車両は、緊急通行車両標章等を掲示し、災害応急対策及び国民の保護のための措置に使用中の車両をいう。

ウ ウに規定する車両は、検察官、検察事務官等警察以外の捜査機関が犯罪の捜査、被疑者の逮捕、検証等その目的に従つて捜査のために使用中の車両をいう。

エ エに規定する車両は、道路及び道路附属物の維持管理のため道路維持作業用自動車として届出をし、又は指定を受けた車両で当該用務を遂行中のものをいう。

オ オに規定する車両は、選挙運動に使用できる車両として選挙管理委員会等が交付した表示板を掲示している車両で、選挙運動のために使用中のものをいう。

カ カに規定する車両は、緊急自動車として届出をし、又は指定を受けている車両で、災害救助、人命救助、水防活動、消火活動や交通取締り、交通事故の捜査、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、検証又は警備活動等警察又は消防が、その責務を遂行するために使用中のものをいう。

キ キに規定する車両は、市町村又はその委託を受けた業者が使用する車両で、一般廃棄物等を収集する装置を備え付けているものをいう。

ク クに規定する車両は、電気、ガス、水道、下水道、電気通信に関する応急作業のための車両であることが外形上一見して判別できる車両をいう。

ケ ケに規定する車両は、車両通行禁止の規制の対象から除く車両として、一般人が外形上一見して判別できない車両であつて、公共性が高く、広域かつ不特定の場所に赴くことが必要な用務に使用中のものをいい、除外指定車標章を掲出させることによって除くこととしたものである。

(ア) 「医師が緊急往診又は緊急手当てのために使用中の車両」とは、医師法に定める医師及び歯科医師が、在宅診療（緊急往診）のために使用中の車両をいう。

(イ) 「専ら郵便法（昭和23年法律第165号）に規定する通常郵便の集配のために使用中の車両」とは、日本郵政公社の車両のうち、専ら通常郵便の集配に使用中の車両をいい、小包等の混載車両は含まないものとする。

(ウ) 「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のために使用中の車両」とは、西日本電信電話株式会社等が電報の配達のために使用中の車両をいう。

(エ) 「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づき、犬の捕獲等のために使用中の車両」とは、県、市、町、村又はその委託を受けた業者が、いわゆる野犬の捕獲等の業務のために使用中の車両をいう。

(オ) 「執行官法（昭和41年法律第111号）の規定に基づき、執行官が強制執行等のために使用中の車両」とは、裁判所の執行官が捜索、差押え等の業務のために

使用中の車両をいう。

- (カ) 「更生保護法（平成19年法律第88号）の規定に基づき、保護観察に付されている者を引致するために使用中の車両」とは、保護観察所の職員が保護観察に付されている者を引致するために使用中の車両をいう。
 - (キ) 「児童相談所が虐待を受け、又は受けるおそれがある児童を保護するために使用中の車両」とは、児童相談所の職員が虐待を受け、又は受けるおそれがある児童を保護するために使用中の車両をいう。
 - (ク) 「道路、信号機、道路標識等の設置及び維持・管理作業のために使用中の車両」とは、道路管理者及び道路管理者から委託を受けた者が、道路及び道路の附属物の維持管理のために使用中の車両又は公安委員会から委託を受けた者が、信号機、道路標識等の維持管理のために使用中の車両をいう。
 - (ケ) 「報道機関が緊急取材のために使用中の車両」とは、社会的影響が大きい災害、事件又は事故が発生した場合の新聞、ラジオ、テレビ、通信社等の報道機関の緊急取材車両をいう。ただし、「報道機関」には、機関誌、業界誌、官界紙、社内紙等のみを発行するものは含まれないので留意しなければならない。
 - (コ) 「放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両」とは、駐車監視員が放置車両の確認及び標章の取付け業務のために使用中の車両をいう。
 - (サ) 「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両」とは、自動車検査証の用途欄に「特種」、車体の形状欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載されているものをいう。
 - (シ) 「保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問し看護を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問し助産等を行うため使用中の車両」とは、保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行い、又は、助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両をいう。
- (4) 駐車禁止の規制の対象から除く車両

駐車禁止の規制の対象から除く車両であっても、法第45条第1項各号の法定の駐車禁止場所や法第47条の停車又は駐車の方法については、法の適用を受けるものであるので、指導取締り上留意しなければならない。

ア アに規定する車両は、緊急自動車として届出をし、又は指定された車両が緊急用務に使用中の車両をいう。

イ イからキ、コ、サ及びシの(ア)から(コ)までの車両については、「(3)車両通行禁止の規制の対象から除く車両」に同じ。

ウ ウに規定する車両は、職務質問、交通取締り、検問等の警察活動に伴い停止を求められている車両をいう。

エ エに規定する車両は、任意同行により随伴する車両や人の生命、身体又は財産に係る緊急性を伴う事案に対応するために随伴している車両をいう。

オ オの(ア)から(ウ)までに規定する身体障害者等で歩行が困難な者とは、旧自治省通

達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車所得税の取扱いについて」（平成12年4月1日付け自治府第17号）及び厚生労働省通知「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車所得税の減免について」（平成9年3月27日付け障第125号）に示された税の減免対象等に鑑み、原則として細則の別表第1に掲げる障害及び等級に該当し、かつ、現実に歩行に支障のあるものをいう。

なお、スの(ア)から(オ)に規定する者については、本人が使用中の車両に除外指定車標章を掲出することにより駐車禁止規制から除外することとしたものであるが、これらの車両に掲出する除外指定車標章は、車両に対してではなく、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付するものである。

(ア) スの(ア)に規定する者は、身体障害者手帳の交付を受けている者で、細則の別表第1に掲げる障害の区分に応じ、障害の等級を有し、かつ、歩行困難であると認められるものをいう。

(イ) スの(イ)に規定する者は、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、細則の別表第1に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有し、かつ、歩行困難であると認められるものをいう。

(ウ) スの(ウ)に規定する者は、療育手帳の交付を受けている者で、判定基準がAに該当する重度の障害を有しているものをいう。

(エ) スの(エ)に規定する者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級の障害を有するもので、別表に掲げる障害の区分に応じ、障害の等級を有しているものをいう。

(オ) スの(オ)に規定する者は、疾患及び疾患の状態の程度のうち色素性乾皮症に該当する者をいう。

(5) 標章の効力

標章は、原則として標章を交付した公安委員会の管轄区域内においてその効力を有するものとする。ただし、第6条第1項第4号スに掲げる身体障害者等で歩行困難な者が現に使用中の車両については、他の都道府県公安委員会が交付した標章を掲出している場合も有効なものとする。

(6) 標章交付等の事務

標章交付等の事務については、次により取り扱うこととする。

ア 新規

(ア) 標章の交付を受けようとする者に、除外標章交付申請書（規則様式第6号。以下「申請書」という。）1通を提出させる。

(イ) 標章の交付を受けようとする者は、申請書に必要な書面を添付し、除外の指定を受けようとする区域又は道路を管轄する警察署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

なお、身体障害者等については、介護者等代理人でも申請することができるものとし、親権者、後見人及び保佐人等の法定代理人並びに同居の親族及び3

親等以内の親族については、当該身体障害者との関係性を証明できる書類及び親族等代理で申請する者の身分証明書を持参させ提示させればよいものとする。

- (ウ) 申請者が法人等であるときは、申請者については、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の名称を記載する。

イ 交付

標章の交付番号欄には、島根県警察における公文書の管理に関する訓令（平成13年島根県警察訓令第34号）に規定する警察署の略号を付し、標章の種別ごとに付された一連番号を記載する。

ウ 再交付

- (ア) 標章の再交付を受けようとする者に、除外標章再交付申請書（規則様式第7号）1通を提出させる。

- (イ) 標章の再交付を受けようとする者の身分証明書等の提示を受けて確認すること。

- (ウ) 標章の有効期間は、現に交付している標章の残存期間とする。

エ 標章の作成要領

標章の作成は、次によるものとする。

- (ア) 「使用中」の欄

「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る除外標章については、「歩行困難者等使用中」と記載する。その他の場合には、標章の交付を受けた用務に応じて、「緊急往診使用中」等、具体的な用務のために使用中であることが分かるように記載すること。

- (イ) 「車両番号 号」の欄

あらかじめ使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載すること。

なお、「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章について、本人が使用する特定の車両がない場合は、当該標章中の「車両番号 号」の記載を二重線で抹消し、公安委員会印を押印すること。

- (ウ) 「その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両」の欄

「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、当該記載を二重線で抹消し、公安委員会印を押印すること。

- (エ) 「運転者の連絡先／用務先」の欄

当該車両の移動が必要となるためのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出させること。

- (オ) 「※被交付者」の欄（裏面）

指定車標章交付対象者の住所、氏名を記載する。ただし、法人については、当該法人の所在地及び担当所属を記載すること。

オ 標章交付時の説明等

標章の交付に際しては、細則第6条第6項及び第7項各号その他必要事項を十分に説明し、適正に使用されるようにしなければならない。

カ 標章交付管理簿及び標章受払簿の備付け等

警察署に標章交付管理簿（様式第1号、様式第1号の2）、及び標章受払簿（様式第4号）を備え付ける。

(ア) 標章交付管理簿は、「通行禁止除外指定車標章」、「駐車禁止除外指定車標章」にそれぞれ区分し、その種別ごとに一連番号を付しておき、標章の新規交付の登載等必要事項を記載しておくこと。

(イ) 標章受払簿は、標章交付簿のはじめに編てつし、標章を受領、交付した都度記載するとともに、標章の保管状況を明らかにしておくこと。

キ 返納された標章の取扱い

返納された標章は、「標章管理簿」の末尾に編てつしておくこと。

2 通行の許可（第7条）

通行の許可は、本来、通行が禁止されているもののうち、特にやむを得ない理由があるものについて特別に通行を認めるものであるから、許可にあたっては、真にやむを得ないものか十分に審査し、不必要に許可の範囲を拡大してはならない。

通行の許可については、次により取り扱うこととする。

(1) 許可の時間

ア 令第6条第1号及び第2号に該当する車両については、終日規制が行われている通行禁止道路を許可対象とし、時間規制が行われている通行禁止道路については、必要やむを得ないものに限って許可する。

イ 令第6条第3号に該当する車両については、原則として終日規制が行われている通行禁止道路のみを許可対象とし、時間規制が行われている歩行者用道路の規制時間帯は、許可しないものとする。ただし、冠婚葬祭等で、規制時間外に変更して行うことのできないものについては、許可してもさしつかえない。

(2) 許可の期間

令第6条第1号に該当する車両等その通行禁止道路を恒常的に通行しなければならない理由のある車両については、原則として許可の有効期間を3年とし、以後更新させるものとする。

冠婚葬祭その他一時的なものについては、必要な日又は時間を限って許可する。

(3) 許可の範囲

車両の運行範囲が広域で、許可の対象となる通行禁止道路の区間が、2以上の警察署の管内に及ぶ場合は、それぞれの警察署に許可申請をさせることを原則とするが関係警察署が遠隔地等の理由があると認められるときは許可申請を受理した警察署長が、関係警察署長と協議し許可すべき場合に該当することが判明したときは、許可証の下部余白に「〇〇警察署長と協議済」と記載して取扱者が押印のうえ許可申請を受理した警察署長名の許可証を交付する。

(4) 許可の手続等

通行許可の手続等は、次によるほか前記1(6)（標章交付等の事務）を準用するものとする。

ア 新規許可

(ア) 通行禁止道路通行許可申請書（規則 別記様式第1の3）2通を提出させる。

(イ) 通行禁止道路通行許可証（規則 別記様式第1の3）を交付するほか、許可車両であることの識別を容易にするために通行禁止・歩行者用道路通行許可車標章を交付する。

イ 更新

通行禁止道路通行許可申請書2通を提出させる。

この場合、申請書の「やむを得ない理由」欄に「更新」と記載する。

ウ 再交付

通行禁止道路通行許可申請書2通を提出させる。

この場合、申請書の右上部に再交付と朱書し、「やむを得ない理由」欄に「再交付を必要とする理由」を記載する。

エ 通行許可車両簿の備付け

通行禁止道路通行許可車両簿（様式第5号）を備付ける。

3 駐車の許可（第8条）

(1) 許可の要件

警察署長の駐車許可は、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではないので、審査を行う際の要件は、次のとおり適切に対応すること。

なお、第6条第1項第4号による駐車禁止除外と異なり、駐車の日時、場所が限定されるので、誤りのないようにしなければならない。

ア 許可日時

(ア) 第8条第1項第1号に関しては、申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのではなく、申請時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請時間に、登下校時間帯や交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務、日時を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(イ) 用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意し、用務開始時間から終了時間内として許可するほか、特に訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、訪問診療等事業所の業務時間内及び緊急訪問時として許可するなど、柔軟に対応すること。

なお、訪問診療等の「緊急訪問時」に関しては、看護師等が医師の指示を受け、緊急訪問し看護を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなることから、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

イ 許可場所

(ア) 第8条第1項第2号に関しては、単に駐車車両があることで交通事故が起こる危険性がある、他の車両が車線変更等を行わなければならなくなり、交通流に影響するといった一般的な危険性等を基に判断するのではなく、例えば、車線数や当該場所の交通量を勘案し、駐車を認める余地がないか、当該場所において駐車車両が関係する交通事故が複数発生していないか、駐車に係る取締り

要望が多数ある場所ではないか、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域又は重点路線に指定されていないか、通学路やキッズゾーンとなっていないか、公共交通機関の定時性を損うこととならないか、普通自転車専用通行帯が整備されていたり、自転車の通行量が多かったりする場所ではないか等、交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性や著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、(1)ア(ア)を勘案したり、周辺に他に許可可能な場所がないか検討したりするなど、申請に係る具体的な用務、訪問先を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

- (イ) 駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、第8条第1項第2号等の要件から、特定の一地点でしか駐車を許可できない場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、第8条第1項第4号や、駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬する手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、その用務を適切に達成させ、かつ、交通の危険性等への影響を最小限にする観点から、必要かつ十分な範囲で、駐車を許可することとなる場所を中心として一定の区域を特定した上で、必要に応じて場所ごとに許可時間を定めること。

ウ 駐車に係る用務

第8条第1項第3号に関しては、許可の対象となる用務は特定の用務に限定されるものではなく、貨物集配のみならず、訪問診療、訪問介護等も駐車許可の対象となり得ることから、申請がなされた場合には、その用務の種類にかかわらず、適切に審査すること。

エ 駐車可能な場所

第8条第1項第4号の路外駐車場等の利用が困難と認められる場合とは、例えば、駐車車両の車幅が駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合をいう。

そのため、このような場合には、仮に駐車場等が第8条第1項第4号の範囲内に存在していたとしても、駐車許可の対象となり得ることに留意すること。

(2) 許可の単位及び期間等

ア 駐車場所の一括許可等

複数の場所に連続的に駐車することとなる場合には、一申請で複数場所の駐車を一括して許可すること。

イ 駐車許可の有効期間及び申請期限

反復継続的な用務に使用する車両に係る駐車許可証（以下「許可証」という。）の有効期間については、許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短期間である場合等の例外的な場合を除き、原則として1年以上とすること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合について、申請の受理や許可証の交付を一の警察署で一括して行うときも、申請期限は原則として1週間前とすること。

(3) 申請手続等

ア 申請者

駐車しようとする車両の責任者又は駐車許可に係る業務の責任者とし、主たる運転者の住所、氏名及び連絡先を記載する。

イ 申請先

駐車しようとする場所を管轄する警察署とする。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、申請の受理や許可証の交付を一の警察署で一括して行うこと。

ウ 申請書類

許可申請時に提出を求める駐車許可申請書（規則様式第10号）及び添付書類は2部とし、新規申請時の添付書類についても、次のものに限ることとするほか、添付書類に係る留意事項は、各書類の項目に記載するとおりである。

その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、次のもののうち、その内容に変更がある書類のみに限ること。

(ア) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(イ) 許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図

周辺見取図等の記載に当たっては、次のように対応するなど、申請者の負担軽減を図ること。

a 必要以上に詳細なものを求めたり、道路幅員や車両の寸法の地図への記入を求めたりしないこととする。

b 既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととする。

c 複数箇所をまとめて1枚の図に記載することを可能とする。

(ウ) 当該車両に係る用務を疎明する書面

用務を疎明する書面は、訪問・集配計画書、契約書、資格証等の写し等の既存の書面で差し支えないこととすること。ただし、訪問診療等に関する疎明資料として、医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、(ア)で示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

エ 駐車日時等を追加する場合の措置

許可期間内に駐車日時又は場所（その双方である場合を含む。以下「駐車日時等」という。）を追加するための申請については、許可された駐車日時等を含む全ての駐車日時等を記載した添付書類を新たに作成し、提出を求めるのではなく、追加する駐車日時等に係る書面を申請書に添付することで差し支えないこととする。

(4) 緊急やむを得ない場合の措置

訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応のため、許可済みの許可日時ではない時間帯における駐車許可の申出がなされた場合は、個別に対応すること。

なお、対応要領は別途指示する。

(5) 申請の審査

ア 適切な審査

駐車許可の申請を受理したときは、当該申請に係る場所が駐車禁止規制のみが行われている道路の部分であることを確認の上、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行うこと。

イ 審査の迅速化

実際に審査を行う各警察署において、平素から管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況、道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例や不許可事例等を蓄積することを通じて、審査を迅速に行うようにすること。

ウ 事前相談への対応

申請をしようとする者から事前相談の求めがあった場合には、これを受け付け、許可の要件等を正しく説明するほか、相談の内容では許可することが困難であると認められる場合には、その理由を丁寧に説明するなど、適切に対応すること。

(6) 許可証の交付

提出された申請書のうちの1部に許可日等の必要事項を記載したものを許可証とし、交付すること。

交付した許可証（許可場所等が複数あるために別紙を用いた場合には、駐車しようとする許可場所等が記載された別紙を含む。）は、当該許可証を使用して車両を駐車する間は、見やすい箇所に掲出させること。

ア 許可条件の付与

許可に当たっては、必要があると認めるときは、当該許可における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すものとする。

なお、許可日時を指定する場合には、用務の実態に応じ、許可に係る日時の範囲内においても、当該用務を実施するために必要な時間を超えて駐車することはできない旨の条件を付し、用務の終了後においても引き続き当該車両が駐車することのないようにすること。

イ 許可証交付時の説明

許可証の交付に当たっては、第8条第8項その他必要事項を十分に説明し、適正に使用されるようにしなければならない。

なお、反復継続しての駐車における包括1件での許可については、申請書の駐

車日時、場所欄では全部を記載することができないので、別紙に記載して許可証とともに掲出させること。

(7) 許可証の再交付申請等

ア 再交付申請

申請時、駐車許可証再交付申請書（規則様式第10号の2）以外の書類は求めないこと。この場合において、警察署で保存している許可証の控えを確認し、駐車許可申請書に必要事項を入力（別紙を用いている場合は、当該別紙を複写）することで許可証を作成し、交付すること。

イ 記載事項変更届出

届出時、駐車許可証記載事項変更届（規則様式第10号の3）及び許可済みの許可証の提出を求め、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。この場合において、許可済みの許可証に変更する記載事項を直接加除訂正の上、加除訂正箇所警察署長の職印を押印して交付すること。

ウ 廃棄

駐車許可期間の満了、駐車許可の取消し等により、交付された許可証が不要となった場合には、許可証を交付された者にこれを廃棄させること。ただし、交付された者が不要となった許可証を警察署へ持参した場合には、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄すること。この場合において、不要となった許可証を交付した警察署に対し、廃棄した旨を連絡すること。

(8) 許可証交付管理簿の備付け等

警察署に駐車許可証交付管理簿（様式第2号）を備え付け、一連番号を付しておくこと。駐車許可証の交付状況等必要事項を記載しておくこと。

4 高齢運転者等標章の申請等（第8条の2）

細則第8条の2に規定する高齢運転者等標章の交付事務等取扱要領については、別に定める。

5 軽車両の乗車又は積載の制限（第10条）

軽車両の乗車人員の制限について、従来自転車の乗車人員は、乗車装置に応じた人員とされていたが、普通自転車又は普通自転車以外の2輪の自転車には、ただし書の場合のほかは、運転者以外の者の乗車が禁止され、普通自転車及び普通自転車以外の2輪の自転車を除く軽車両には、乗車装置に応じた人員の乗車ができることに改められた。

いわゆるタンデム車（2人用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）には運転者以外の者1人を乗車させ一般道路において運転することが可能となった。

乗車装置とは、その構造上安全に乗車させるためにつくられた装置をいい、取り外しできる幼児用乗車装置を含むが、荷台は、荷物の積載装置であり乗車装置とはいえない。

6 自動車以外の車両のけん引制限（第11条）

一般原動機付自転車によるけん引は、けん引装置を必要とし、例外として故障等の理由により一般原動機付自転車をけん引する場合は、けん引装置を必要としないこと

とされている。

けん引するための装置及びけん引されるための装置とはフック又はボルト・ナット等で連結したものをいい、工具を用いなくて簡単に取り外すことのできるロープや針金等で連結するものはこれに当たらない。

第3 緊急自動車について

1 使用の届出等（第12条）

公安委員会は、消防用自動車、救急用自動車及び道路維持作業用自動車の届出を受理したときは、届出確認書を交付するものとされ、交付を受けた届出確認書は、当該届出に係る自動車に備え付けておかなければならないこととされた。

届出書は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が受理するものとし、その取り扱いについては、警察署長の代行事務とされた。

使用の届出については、次により取り扱うものとする。

- (1) 届出書2通を提出させる。
- (2) 警察署長は、番号の指定を受けるため警察本部主管課長に電話報告する。
- (3) 警察本部主管課長においては、「緊急自動車（救急用自動車）届出確認台帳」（様式第6号）に登載し一連番号をとり折返しその番号を回答する。
- (4) 回答を受理した警察署長は、届出確認書に番号等必要事項を記載して届出者に交付する。
- (5) 届出書は、消防用、救急用、道路維持作業用に区分して編てつし、番号、届出確認書交付年月日等を備考欄に記載し保管する。

2 指定の申請（第13条）

公安委員会が指定に基づき緊急自動車等を指定し、及び指定書を交付することは、従来と同じであるが、交付を受けた指定書は、当該指定に係る自動車に備え付けておかなければならないこととされた。

申請書は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が受理するものとし、指定に係る事務について警察署長の代行事務にされていないことは、従来と同じである。指定については、次により取り扱うものとする。

- (1) 申請書を受理した警察署長は、申請書1通に副申請書をつけて警察本部主管課長に送付し、控の申請書は、緊急自動車と道路維持作業用自動車に区分して編てつ、保管する。
- (2) 公安委員会において、緊急自動車等に指定する意思決定があった場合は、「緊急自動車等指定台帳」（様式第7号）に登載し、一連番号をとり、指定書を警察署長あてに送付する。

申請書の「備考」欄に「施行令第〇〇号」と記載し指定区分を明らかにしておくこと。

- (3) 指定書は、警察署長から申請者に交付する。編てつ保管中の申請書（控）の「備考」欄に指定年月日、指定番号を記載するとともに交付年月日も記載し交付の状況を明らかにしておくこと。

3 届出確認書等の記載事項の変更の届出等（第14条）

届出確認書等の記載事項の変更届出又は再交付申請については、変更届又は再交付

申請書を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が受理し、次のように取り扱うものとする。

(1) 記載事項の変更

ア 届出確認書

- (ア) 記載事項変更届 1 通に届出確認書を添付し提出させる。
- (イ) 記載事項変更の内容を点検し、警察本部主管課長に変更の内容を電話報告するとともに、届出確認書の記載事項について訂正変更を行い、訂正箇所運転免許事務に使用する公安委員会印をもって押捺し、届出者に交付する。
- (ウ) 変更事項について、警察署にあっては、編てつ保管中の届出書、警察本部にあっては、緊急自動車等届出確認台帳の訂正手入を行うこと。

イ 指定書

- (ア) 記載事項変更届 2 通に指定書を添付し提出させる。
- (イ) 記載事項変更届 1 通に指定書を添付し直ちに警察本部主管課長に送付する。
自動車に常時備付けることとなっている指定書を変更届とともに警察本部に送付している間、当該自動車は、緊急自動車として運行できないこととなるため送付は特に迅速に行うこと。
- (ウ) 警察本部においては、記載事項変更の内容を点検し、指定書の記載事項について訂正変更を行い、直ちに警察署あて返送する。
- (エ) 変更事項について、警察署にあっては、編てつ保管中の申請書（控）、警察本部にあっては緊急自動車等指定台帳の訂正手入を行うこと。

(2) 再交付

再交付申請書を届出確認書に係るものは 1 通、指定書に係るものは 2 通提出させる。この場合、汚損又は破損に係る再交付申請にあっては、当該届出確認書等を添付させること。再交付手続きは、前記(1)の取り扱いを準用する。

第 4 運転手の遵守事項について

運転手の遵守事項（第15条）

(1) カーラジオ等の音量等（第 1 号）

安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転することを禁じたもので、高音でカーラジオを聞いたり、イヤホンを使用してラジオを聞くことは例示である。

安全な運転に必要な交通に関する音又は声とは、緊急自動車のサイレンの音、踏切の警報音、警察官等の警笛音及び指示等の音声等をいう。

聞こえないような状態とは、カーラジオ、カーステレオ等を著しく高音にしたり、イヤホン等で直接耳に当てて聞いている状態をいい、これ以外の行為であっても聞こえないような状態でヘルメットの耳部にラジオを取りつけ、これを聞きながら運転したり、著しく聴覚を妨げる構造のものをかぶって運転すれば、この規定の適用を受けることとなる。

本号の対象となる行為は、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で車両を運転する行為であるから、通常の方法で低音でカーラジオやカーステレオを聞きながら運転する行為までを規制の対象とするものではない。

(2) 後退時の安全確認（第2号）

バス又は大型貨物自動車等大型車両を後退させる場合、とかく後方確認が不十分となりやすく、又これらの車両は、通常車掌又は助手等を乗車させているため、これらの車両を後退させる場合、車掌又は助手等の誘導等により後方の安全を確認することとされている。誘導等とは、その車両自体の誘導はもとより、他の車両を一時停止させる行為等も含むものである。

(3) はき物（第3号）

運転操作に支障を及ぼすおそれのあるはき物をはいて軽車両以外の車両を運転することを禁じたもので、下駄やハイヒールは例示である。

これ以外のはき物であっても、スパイクシューズのようにくつの裏側に金具を取り付けたもの、極端に凹凸のあるもの、又は裏側が木製となっているためブレーキペダル、クラッチペダル等を踏んだ場合に滑りやすいもの等は、この規定の適用を受けることとなる。

ハイヒールとは、かかと部分がつま先部分と比較し極端に高いはき物をいう。運転操作を妨げるか否かの判断は、かかと部分の高さ、接地部がかかと部分と比較し極端に小さくなっている等ハイヒールの形状を総合的に判断して認定することとなる。

(4) タイヤチェーン等の装着（第4号）

駆動輪にタイヤチェーンを取りつける、あるいは全車輪にスノータイヤを取りつけることは、滑り止め措置の例示である。

(5) 緊急自動車に類似した行為（第5号）

サイレン音を発するとは、サイレンを鳴らした場合に限らず、テープに録音して流す場合とか、物真似発生をする場合等音を発する方法は問わない。

また、これに類する音とは、現在国内で用いられているサイレン音に似通った音を意味する。ただし、鐘、ミュージックホーン、警音器の音は「類似する音」には含まれない。

運転するときは、運転走行中に限らず、駐停車を含む一連の運転過程の全部を指すが、長時間駐車している場合のように「運転」とは解されない状態は除かれる。

違反の主体は、車両等の運転者であるが、運転者以外の同乗者がサイレン音を鳴らした場合においても、運転者の支配下における違反として運転者自身の責任を問擬できることは、運転者の遵守事項に関する他の規定の解釈と同じである。

なお、緊急自動車でない自動車が屋根等に赤色灯が固定され、これを点灯して走行した場合法第62条違反の整備不良車両運転が成立すると解されるので、同違反の捜査にも配慮すること。

(6) 傘さし運転等（第6号）

自動2輪車、原動機付自転車及び自転車の運転者の視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法での運転を禁止する規定でこのたびの改正で加えられた。

傘をさし、物がかつぐ等とは、運転者の視野を妨げ、又は不安定な乗り方として通常考えられる方法を例示したものであるから、客観的に視野を妨げ、又は不安定な乗り方となるおそれがあると認められる方法であれば運転者の遵守事項違反の対

象となるものである。

第5 安全運転管理者等の選任の届出等について

安全運転管理者等の選任の届出等（第16条～第19条）

法の改正に基づく副安全運転管理者を選任し、及び解任したときの届出について規定されるとともに安全運転管理者等の選任の届出書に添付する書類が整備された。

企業活動の活発化に伴い、企業等の安全運転管理者等に要求される責任と職務の内容がますます重要になっている現状に鑑み、安全運転管理者等未選任企業等の一掃、安全運転管理者等の適任者の選任を図るため、自動車の運転の管理に関する教習（細則第17条）及び自動車の運転の管理に関する資格認定（細則第18条）が新たに規定された。

第6 道路の使用等について

1 道路における禁止行為（第20条）

本条は、法第76条第4項第7号の規定により、道路上における禁止行為として公安委員会が定めたものである。

これらの行為については、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定められた絶対的禁止行為であり、たとえその道路が一般交通の禁止あるいは制限されている道路（たとえば歩行者用道路など）であっても行うことはできないものである。

2 道路における許可を要する行為（第21条）

本条は、法第77条第1項第4号の規定により道路使用の許可を受けなければならない行為として、公安委員会が定めたものであるが、この規定の運用にあたっては、法の規定が一般に著しい影響を及ぼすことを前提にして、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めることとしている点を十分理解し、その運用を誤らないようにしなければならない。

特に法第77条第2項は、道路使用の許可基準を明文をもって規定していることから、許可の申請を不許可処分とし、又は不許可行為の取締りにあたっては、その行為が道路における危険を発生させ、その他交通の安全と円滑を阻害するものであることについて十分立証し証拠を保全しておくことが必要である。

様式 〔略〕